

「水都大阪コンソーシアム 情報発信力強化」に係る
企画調整及び運営業務委託仕様書

1 業務名称

「水都大阪コンソーシアム 情報発信力強化」に係る企画調整及び運営業務

2 業務の概要

水都大阪コンソーシアム（構成団体＝大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シテイクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。）では、2025 大阪・関西万博開催時はもとより万博閉会後も見据え、様々な媒体を通じて国内外の来阪者へ水都大阪の普及振興を図っている。

このたび、これまでの水都大阪のブランディング向上施策を踏まえ、SNS等多様な媒体を活用した情報発信力強化を図ることを目的に、特に水の回廊周辺における舟運等への誘客を意識した情報発信全般に係る戦略・立案及び企画・実施を行う事業者を募集する。

3 委託業務内容

水都大阪の課題を踏まえた上で、その課題を克服すべく、水都大阪のブランディング向上に資する、水の回廊における舟運への誘客を意識した、水都大阪コンソーシアムの情報発信に係る戦略・立案及び企画・実施業務。効果的なターゲットを行い、コンテンツ設定を行うべく、具体的に以下の事項を満たす企画の提案であることとする。

(1) 国内向け情報発信力の強化

① SNS (X、Facebook、Instagram) 等のWeb媒体やパンフレット等の紙媒体と連動した具体的施策の展開・実施

- ・ SNS 毎に発信における基本的な考え方を明確にするとともに、2025 年度末の SNS 合計フォロワー数においては 16,500 人を目標に情報発信力強化に努めること
- ・ SNS 毎に月 10 投稿以上の情報・記事掲載の実施
- ・ 水都大阪ホームページについては、保守・運営・管理事業者が決まっており、相乗効果が見込まれるよう別途相互に連携していただく予定

② 舟運事業者や水辺関係者、地元関係団体等との具体的連携施策の展開・実施

(2) 訪日外国人向け情報発信力の強化

水都大阪の魅力発信を訴求するため、訪日外国人向け情報サイト等への情報・記事掲載の展開・実施

- ・ 海外のターゲットに対して、小紅書をはじめとしてプロモーション効果の高い媒体・手法等を用いて情報発信力強化に努めること

(3) 水都大阪のファンづくり

上記(1)～(2)の取組みと連携しつつ、水都大阪のファンづくりに資する施策の展開・実施

① アンバサダー制度の企画・運営

- ・ 水都大阪コンソーシアムで現在取組むアンバサダー制度（詳細は説明会にて説明）の企画・運営

② 水都大阪ファンづくりのための仕組みづくり

- ・水都大阪ファンづくりに資する新たな仕組みづくりの提案および施策の展開・実施

(4) 応募事業者独自の強みを活かし、水都大阪の情報発信力の強化に資する事業

上記(1)～(3)の取組み以外で水都大阪の情報発信力の強化に資する事業

<提案にあたっての留意事項>

- ・計画性・実現性が高い企画提案となっていること。
- ・万博開催時だけでなく、万博閉会後も見据えた、情報発信の効果の高い企画・戦略を提案すること。また、情報の受け手が「興味を抱き、共感・理解し、行動する」という一連の流れを生み出すための仕組み構築に努めること。
- ・水都大阪コンソーシアムが所有するホームページやSNSアカウント、動画や画像等に適した企画提案とすること。

<実施体制について>

- ・戦略・立案及び企画・実施の実現に向けた推進体制については、連絡体制表を作成するとともに、連絡系統と責任の所在を明確にすること。
- ・(1)～(3)の取組みにあたり、データ分析を行い、課題を可視化し、結果についてレポートを提出すること。また、月1回定例報告会を開催する(対面またはオンラインで実施)とともに、水都大阪コンソーシアムが指定する会議体に適時出席すること(年1～2回)。
- ・水都大阪コンソーシアムが権限を有するSNS(X、Facebook、Instagram)等について、コンソーシアム事務局等の求めに応じて、月2回程度で相談、ヒアリング、助言、提案等を行うこと。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5 その他

(1) 守秘義務等について

- ①受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ②本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ①本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ②受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものと

し、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

- ①契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「水都大阪コンソーシアム 情報発信力強化」に係る企画調整及び運営業務企画提案公募要領」の「5 公募参加資格 (7)」に該当すると認められた時は、契約を解除することがある。
- ②その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度コンソーシアムと協議を行い、指示に従うこと。